

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月2日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成26年7月23日、Aに所在する会社B（以下「会社」という。）に雇用され、配属先のCにおいて、リネン類の回収・被洗物の仕分け業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成27年2月5日に同僚から胸ぐらをつかまれる暴行を受けて以降、嘔吐、過呼吸発作が起きるようになったという。請求人は、平成27年4月10日、平成19年4月14日から「統合失調症」で受診しているD医療機関を受診し、同年11月13日、E医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が適応障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして平成27年11月13日から平成28年2月23日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月5日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成30年1月19日付け意見書において、平成27年2月頃、ICD-10ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病した旨述べており、被災者の症状経過及び医学的見解等に照らし、同時期に本件疾病を発病したものと認められる。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の出来事の主張について

ア 同僚の暴行

請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、同僚から胸ぐらをつかまれたなどと主張し、要旨、「平成27年2月5日、リネン室で、タオルやシーツ等の汚れ物の仕分け作業をしていた時、同僚が部屋に入ってきて、手袋を投げつけられ、胸ぐらをつかまれて負傷した。」と述べており、翌日から首の痛みを感じたとして、同月17日にG医療機関、同月18日にH医療機関を受診していたと認められる。

上記出来事については、認定基準別表第1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するが、請求人の負傷は「頸椎捻挫」であるものの、療養を要するほ

どの症状であったとまでは認められず、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

イ 職場における嫌がらせ

請求人は、職場でセクハラ発言（「結婚したら」等）を受けた、苦手なチョコレートが無理矢理渡されたなど、日々様々な嫌がらせがあったと主張している。これらを精査するも、いずれも意図的な嫌がらせや違法な強要があったとは判断し得ず、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」ないし「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する出来事であるとみるのが相当である。そして、同出来事であるとみて検討するも、上司や同僚との考え方に相違が生じたものにすぎないことから、その心理的負荷の強度はいずれも「弱」とであると判断する。

ウ 過呼吸発作時における同僚の対応

請求人は、平成27年6月19日及びその後、過呼吸で倒れた際の同僚の処置方法が不適切であったことから、心理的負荷の対象に含めて判断すべきであると主張するが、同出来事は、本件疾病の発病後のことであり、評価の対象とすることはできない。

エ 小括

以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が複数認められ、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが相当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日